

南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の基準)

第2条 市長は、外国人観光客の誘致を推進するため、受入環境整備を行う個人及び団体（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等（以下「補助対象者」という。）は、市が実施する観光振興策に協力できる者で、市内に事務所及び活動場所を有する事業者とする。ただし、次に掲げる団体等を除く。

- (1) 政治活動を行うことを目的とした団体等
- (2) 宗教活動を行うことを目的とした団体等
- (3) 暴力団及び暴力団員の統制下にある団体等
- (4) 市税の滞納がある団体等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の左欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるものとする。

- 2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、同一年度内に1回限りとし、1つの補助対象事業に限るものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに事業内容についての審査を行い、その結果を南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの変更が生じる場合は、市長が別に定める期日までに南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定者の名称及び組織構成等の変更

(2) 事業期間の変更

(3) 事業費の30パーセントを超える変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める変更

(事業の中止又は廃止)

第10条 交付決定者が事業を中止又は廃止しようとするときは、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該事業が完了した日から起算して15日以内又は当該事業の交付決定通知日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、南砺市外国人観光客受入環境整備事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて、現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の請求は、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金(概算払)請求書(様式第6号)による。この場合において、市長が事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の7割以内の額を概算払により交付することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(南砺市観光客受入環境整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 南砺市観光客受入環境整備事業補助金交付要綱(平成27年南砺市告示第108号)は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(この告示の失効)

4 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助限度額
<p>外国語パンフレット、リーフレット、マップ</p>	<p>・施設や商品などのPRをするための新たな外国語パンフレット等の製作及び配布（合計500部以上に限る。）</p> <p>※施設や商品などの名称、種別、連絡先、営業時間、料金（目安も含む。）等、外国人必要な情報を明記する。</p> <p>※既存パンフレットの増刷及び改定に係る経費は対象外とする。</p> <p>※日本語版のみ保有しており、新たに外国語版も製作する場合は対象とする。</p>	<p>製作費 印刷費 翻訳費</p> <p>300,000円</p>
<p>外国語ホームページ</p>	<p>・施設や商品をPRするための外国語ホームページを製作</p> <p>・外国人向けの宿泊予約サイトへの登録</p> <p>※既存の外国語ホームページの修正及び改定に係る経費は対象外とする。</p> <p>※既存のホームページが、日本語版のみ対応しており、新たに多言語版に対応する場合は対象とする。</p>	<p>製作費 翻訳費 登録料</p> <p>300,000円</p>
<p>外国語ポスター</p>	<p>・施設や商品などをPRするための新たな外国語ポスターの製作及び配布</p>	<p>製作費 印刷費 翻訳費</p> <p>200,000円</p>

	<p>※既存の外国語ポスターの増刷及び改定に係る経費は対象外とする。</p>		
<p>外国語プロモーション動画</p>	<p>・施設や商品などをPRするための新たな外国語プロモーション動画の製作</p> <p>※既存の外国語プロモーション動画の修正及び改定に係る経費は対象外とする。</p> <p>※既存の日本語プロモーション動画に多言語字幕を入れる場合は対象とする。</p>	<p>製作費</p> <p>翻訳費</p>	<p>300,000円</p>
<p>外国語食事メニュー、体験コンテンツメニュー</p>	<p>・外国語食事メニュー表の作成及び配備</p> <p>体験コンテンツメニュー表の作成及び配備（コンテンツ造成も含む。）</p> <p>※料理写真の掲載や使用食材の明記、体験内容など、外国人にもわかりやすく、安心して利用できる内容とすること。</p> <p>※外国語メニューが配備されていることが外国人にもわかるようにすること。</p> <p>※既存の外国語メニューの修正及び改定に係る経費は対象外とする。</p> <p>※日本語版のみ保有しており、新たに外国語版も製作する場合は対象とする。</p>	<p>製作費</p> <p>印刷費</p> <p>翻訳費</p> <p>物品購入費</p>	<p>200,000円</p>

<p>キャッシュレス決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネーQRコード決済等）サービス端末の購入及び設置 ・新規通信回線の開設 ・施設内配線整備 <p>※クレジットカード決済等ができることを外国人利用者にも分かるように表示すること。</p> <p>※増設、更新に係る経費は対象外とする。</p>	<p>物品購入費 工事請負費 その他設置に係る初期経費</p>	<p>300,000円</p>
------------------	--	---	-----------------

様式第1号（第7条関係）

南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金の交付を受けたいので、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 関係書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）事業の見積書
- （4）市税の完納証明書
- （5）その他市長が必要と認める書類

事業計画書

事業実施場所	
実施事業 該当事業にチェック☑	<input type="checkbox"/> 外国語パンフレット・リーフレット・マップ <input type="checkbox"/> 外国語ホームページ <input type="checkbox"/> 外国語ポスター <input type="checkbox"/> 外国語プロモーション動画 <input type="checkbox"/> 外国語食事メニュー・体験コンテンツメニュー <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済
現状	
環境整備内容	
期待される効果	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業スケジュール	
成果目標	
連絡先	担当者名： メールアドレス： 電話番号：

収支予算書

(1)収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先等
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

(2)支出

(単位：円)

経費内容	補助対象金額	補助対象外金額※	摘要
合計			
事業費合計			

※消費税及び地方消費税は、補助対象外金額になります。

補助金申請額の算定根拠

補助対象金額合計 × 2分の1 〔 円〕 × 2分の1 ※1,000円未満切り捨て	円 (A)
上限額※	円 (B)
補助金申請額 ※上記の (A) 又は (B) いずれか低い金額	円

※以下を参考に、申請した項目の補助限度額を記載する。

補助対象項目	補助限度額
外国語パンフレット・リーフレット・マップ	300,000円
外国語ホームページ	300,000円
外国語ポスター	200,000円
外国語プロモーション動画	300,000円
外国語食事メニュー・体験コンテンツメニュー	200,000円
キャッシュレス決済	300,000円

様式第2号（第8条関係）

南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

南砺市指令 第 号
年 月 日

住所又は所在地

団体名

代表者氏名 様

南砺市長

年 月 日付けで申請のあった南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金について、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

- 1 補助金の額 金 円
(不交付の理由)
- 2 実施事業
- 3 補助金の交付の条件
実績報告書の提出

様式第3号（第9条、第10条関係）

南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け南砺市指令 第 号により補助金交付決定の通知があった南砺市外国人観光客受入環境整備事業について、次のとおり変更したいので、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱第9条（第10条）の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	交付申請額	変更前	金	円
		変更後	金	円
		比較	金	円の増・減額

2 変更の理由

3 関係書類

- （1）変更事業計画書
- （2）変更収支予算書
- （3）変更内容が確認できる資料
- （4）その他市長が必要と認める書類

変更事業計画書

事業実施場所	
実施事業 該当事業にチェック☑	<input type="checkbox"/> 外国語パンフレット・リーフレット・マップ <input type="checkbox"/> 外国語ホームページ <input type="checkbox"/> 外国語ポスター <input type="checkbox"/> 外国語プロモーション動画 <input type="checkbox"/> 外国語食事メニュー・体験コンテンツメニュー <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済
現状	
環境整備内容	
期待される効果	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業スケジュール	
成果目標	
連絡先	担当者名： メールアドレス： 電話番号：

※変更箇所について、変更前を（）書で記載すること。

変更収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先等
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

経費内容	補助対象金額	補助対象外金額※	摘要
合計			
事業費合計			

※消費税及び地方消費税は、補助対象外金額になります。

※変更箇所について、変更前を () 書で記載すること。

補助金申請額の算定根拠

補助対象金額合計 × 2分の1 〔 円〕 × 2分の1 ※1,000円未満切り捨て	円 (A)
上限額※	円 (B)
補助金申請額 ※上記の (A) 又は (B) いずれか低い金額	円

※以下を参考に、申請した事業の補助限度額を記載する。

補助対象事業	補助限度額
外国語パンフレット・リーフレット・マップ	300,000円
外国語ホームページ	300,000円
外国語ポスター	200,000円
外国語プロモーション動画	300,000円
外国語食事メニュー・体験コンテンツメニュー	200,000円
キャッシュレス決済	300,000円

様式第4号（第11条関係）

南砺市外国人観光客受入環境整備事業実績報告書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け南砺市指令 第 号で補助金交付決定の通知があった南砺市外国人観光客受入環境整備事業を次のとおり実施したので、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 補助金額 金 円

2 関係書類

- （1）事業実績書
- （2）収支決算書
- （3）領収書の写し（請求書の写しでも可）
- （4）事業実施が確認できる写真もしくはPDFデータ
- （5）その他市長が必要と認める書類

事業実績書

実施事業	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業内容	
事業成果	

収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先等
補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

(2) 支出

(単位：円)

経費内容	補助対象金額	補助対象外金額※	摘要
合計			

※消費税及び地方消費税は、補助対象外金額になります。

補助金申請額の算定根拠

補助対象金額合計 × 2分の1 〔 円〕 × 2分の1 ※1,000円未満切り捨て	円 (A)
上限額※	円 (B)
補助金申請額 ※上記の (A) 又は (B) いずれか低い金額	円

※以下を参考に、申請した項目の補助限度額を記載する。

補助対象項目	補助限度額
外国語パンフレット・リーフレット・マップ	300,000円
外国語ホームページ	300,000円
外国語ポスター	200,000円
外国語プロモーション動画	300,000円
外国語食事メニュー・体験コンテンツメニュー	200,000円
キャッシュレス決済	300,000円

様式第5号(第12条関係)

南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金確定通知書

南砺市指令 第 号
年 月 日

(交付決定者)

様

南砺市長 田中 幹夫
(公印省略)

年 月 日付けで実績報告のあった南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金について、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助金等の確定額 金 円

様式第6号（第13条関係）

南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金（概算払）請求書

年 月 日

（宛先）南砺市長

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け南砺市指令 第 号により補助金交付決定の通知があった南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金について、南砺市外国人観光客受入環境整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 受領済額 円

3 今回請求額 円

※概算払の場合は、概算払を必要とする理由も記入願います。

4 振込先

金融機関名		本支店名						
口座種別	当座 ・ 普通	口座番号						
(カタカナ) 口座名義人								